

損害賠償命令制度

【問題の所在】

Q 1 被害者保護法 17 条 1 項は、当事者適格として、「被害者又はその一般承継人」を掲げる。

そのため、たとえば、事業を経営する子（被害者）が殺害された場合、母親は刑事事件では被害者参加ができて、民事事件では債務超過ということで、相続を放棄してしまうと、損害賠償命令制度を利用できないことになる。母親は、相続開始時に遡って相続人（＝一般承継人）ではなくなるからである。

ところで、相続を放棄しても、放棄の対象となる財産は、子（被害者）の加害者に対する損害賠償請求権（逸失利益及び被害者自身の慰謝料）だけであり、母親としての固有の慰謝料請求権（民法 711 条）までは実体法上、失わなければならない。従って、通常の民事訴訟であれば、放棄をしても、固有の慰謝料請求権を求めるためだけに民事訴訟を提起することが可能である。

しかるに、被害者保護法は、当事者適格として「一般承継人」と書いてしまっているため、一旦相続を放棄してしまうと、文言上は、固有の慰謝料請求権を行使するためだけでは、損害賠償命令制度を利用することができないという不都合が生じる。

【問題の所在】

Q 2 夫が妻を殺害した場合で、相続人が子のケースのとき、実体法上は、妻の夫に対する損害賠償請求権は、子に法定相続分として 2 分の 1 が、加害者である夫にも法定相続分として 2 分の 1 が帰属することになる。なお、夫の 2 分の 1 の損害賠償請求権は、債権債務の「混同」により消滅すると思われるが、しかし、だからといって、子の持分が全額になる訳ではない。

確かに、民法 891 条 1 項 1 号は、「故意に被相続人を死亡するに

至らしめたために、刑に処せられた者」については相続欠格事由とされている。ところが、「刑に処せられた」とは、一般的には刑が確定したとと解されているようである。

そうすると、第1審の手続である損害賠償命令制度によっては、加害者が控訴する以上は、子は父親（加害者）に対し、2分の1しか、損害賠償請求権を行使できないという不都合が生じる。

【その他損害賠償命令制度に関連する関心事項】

- 罪体について争いがある場合、そのことだけを理由に、職権で事件を民事に移行（被害者保護法32条1項）させる裁判体が多いようであるが、これは適切か。

- 損害賠償命令の決定に対し、相手方から異議が出されると、事件は民事に移行するが、その際、刑事から民事への記録の送付について、検察官によっては、「関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがある」（被害者保護法29条1項）として、「ほとんど全ての訴訟記録について送付を不相当とする」との意見を述べる者もいる。これは適切か。